

## 事案調書(決定会議)

審議日 令和7年10月17日

案件名	次期さがみはら都市農業振興ビジョンの策定について							
所管	環境経済	局区	経済	部	農政	課	担当者	内線

## 事業概要

本市では、都市部と中山間地域の2つの地域、それぞれの特性を十分にいかした農業施策を展開していく上で、持続可能な都市農業の創造と魅力ある新たな農業の振興に向けた方向性を定めるための都市農業振興ビジョン(以下、現行ビジョン)を策定している。

令和7年度末をもって現行ビジョンの計画期間を満了するにあたり、現行ビジョンの基本的な方向性を継承しつつ、令和8年度・9年度の2年間を計画期間とする次期さがみはら都市農業振興ビジョン(以下、次期ビジョン)を策定するもの

※令和10年度からは、次期総合計画の始期に合わせた新さがみはら都市農業振興ビジョン(以下、新ビジョン)を別途策定

審議事項  〔 <span style="color:red">○</span> 次期ビジョンの策定内容について 〔 <span style="color:red">○</span> 今後のスケジュールについて								
審議結果 (政策課記入)  ○原案のとおり承認する。 ただし、序議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。								
事業効果 総合計画との関連	事業効果	総合計画を上位計画とした次期ビジョンを策定し、持続可能な農業振興の実現を図る。						
	効果測定指標					施策番号	29	
	年度	R7	R8	R9				
	事業効果 年度目標							

## 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
年度	実施内容	現行ビジョン(H28～R7)	次期ビジョン(R8～R9)		新ビジョン(R10～)			
		●策定検討会議及び作業部会 ●関係課からの意見聴取 ●農協等への説明・意見聴取 ●関係課長打合せ会議 ●調整会議(10/7) ●決定会議(10/17) ●12月市民環境経済部会 ●農協等への内容確認・意見聴取 ●パブリックコメント ・意見募集(12/15～1/21) ●次期ビジョン策定・公表						

○事業経費・財源		(千円)							
項目	補助率/充当率	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
事業費(農林水産業費)		0							
うち任意分		0							
特 財		0							
国、県支出金		0							
地方債		0							
その他		0							
一般財源		0	0	0	0	0	0	0	
うち任意分		0							
捻出する財源※2		0							
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0	
元利償還金(交付税措置分を除く)									
捻出する財源概要									
税源涵養 (事業の税収効果)									
○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入) (人工)									
項目		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
実施に係る人工	A								
局内で捻出する人工※	B								
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0	
局内で捻出する人工概要									
SDGs 関連ゴールに○	1 持続可能な社会を実現するための行動	2 温室ガス排出削減目標の達成	3 不平等をなくすための行動	4 環境問題を解決するための行動	5 ビジネスサステナビリティ実現	6 安全なエネルギーを確保するための行動	7 エコロジーな社会を実現するための行動	8 食生活の改善による健康増進	9 経済と社会開発の持続化
	○							○	
	10 公平な取引を実現するための行動	11 経済活性化と持続可能な開発	12 つくる責任・つかう責任	13 健康と福祉に貢献するための行動	14 海洋資源の持続可能な利用	15 経済と社会を守るために取り組む	16 平均と公正を守るために取り組む	17 パートナーシップで持続可能な開発目標を実現しよう	
			○						
日程等 調整事項	条例等の調整		なし	議会提案時期			報道への情報提供	資料提供	
	パブリックコメント	あり	時期	令和7年12月～翌年1月	議会への情報提供	部会	令和7年12月		
事前調整、検討経過等									
調整部局名等		調整内容・結果							
関係各課		関係課長打合せ会議(令和6年7月29日) ・現行ビジョンを廃止せずに計画期間満了まで取組を継続する場合は局内で検討し調整を図ること。 ・局内調整後は、関係課長打合せ会議は開催せず、必要に応じて個別調整すること。							
局内調整		・現行ビジョンは廃止せず、計画期間満了(～令和7年度)まで取組を継続する。 ・次期ビジョン(令和8年度～)は、現行ビジョンを踏襲した暫定的な2年間(令和8年度～9年度)のビジョンを策定する。 ・令和10年度からの新ビジョンの策定期間は、令和8年度～9年度の2年間とし、計画の始期を総合計画と合わせるとともに、国の動向等の検証結果を踏まえ、大きな政策変更に対応したビジョンの策定を行う。							
関係各課		関係課長打合せ会議:令和7年6月10日(結果:次期ビジョンの策定にかかる意思決定は、10月の調整会議に付議)							
庁内関係課・機関(9所属)		さがみはら都市農業振興ビジョン策定検討会議及び作業部会(意見照会・素案について等)							
関係各課		関係課長打合せ会議:令和7年9月30日(結果:次期ビジョンの策定にかかる意思決定を10月7日の調整会議に付議)							
地域経済政策課		資料(計画期間、検討体制、スケジュール等)の内容等に係る調整							
政策課		資料(計画期間、検討体制、スケジュール等)の内容等に係る調整							
備 考		資料のカラーユニバーサルデザイン確認済み。							

庁議におけるこれまでの議論		
(開催日) R7.10.7	(庁議種類)	調整会議
(庁議結果) 原案のとおり上部会議に付議する。		
【計画期間について】		
○(総務法制課長)つなぎの計画とのことだが、似た事例はあるか。 →(地域経済政策課長)前産業振興ビジョンにも2025という名前がついており、延長はそぐわないことや、新型コロナウイルス感染症の対応で中間見直しをしていないことなどから、1年前倒して廃止し、令和7年度を始期とした、令和10年度からの新ビジョン策定までの3年間の計画を策定した経過がある。 ○(総務法制課長)部会では、2年間の計画であることをどのように説明するのか。 →(地域経済政策課長)次期総合計画の始期に合わせる方針が出ていること、また、総合計画でどういったものを位置づけるかなど、先が見えない中では、まずは令和9年度までの2年間という考え方である。		
【審議会の設置について】		
○(総務法制課長)今回のビジョンの策定に当たり、審議会に諮っているのか。 →(農政課長)諮っていない。 →(政策課長)現行ビジョンの策定時には審議会に諮っていたのか。 →(農政課長)諮つており、令和10年度からの新ビジョンの策定においては、諮る予定である。 →(政策課長)今回のビジョンは審議会に諮らなかつた理由は何か。 →(農政課長)現行ビジョンを継承したものであり、基本理念や基本方針を変更しない、小規模な修正のためである。		

# 次期さがみはら都市農業振興ビジョンの 策定について

環境経済局経済部 農政課  
令和7年10月17日(金) 決定会議 資料



## Ⅰ 次期さがみはら都市農業振興ビジョンの策定内容について

- (1) 現行計画「さがみはら都市農業振興ビジョン2025」の概要について
- (2) 次期ビジョンの策定の考え方
- (3) 次期ビジョンの策定にあたる方向性
- (4) 基本施策及び個別施策の主な見直し
- (5) ビジョンの全体構成(案)

## 2 今後のスケジュール(予定)



# (1) 現行計画「さがみはら都市農業振興ビジョン2025」の概要について

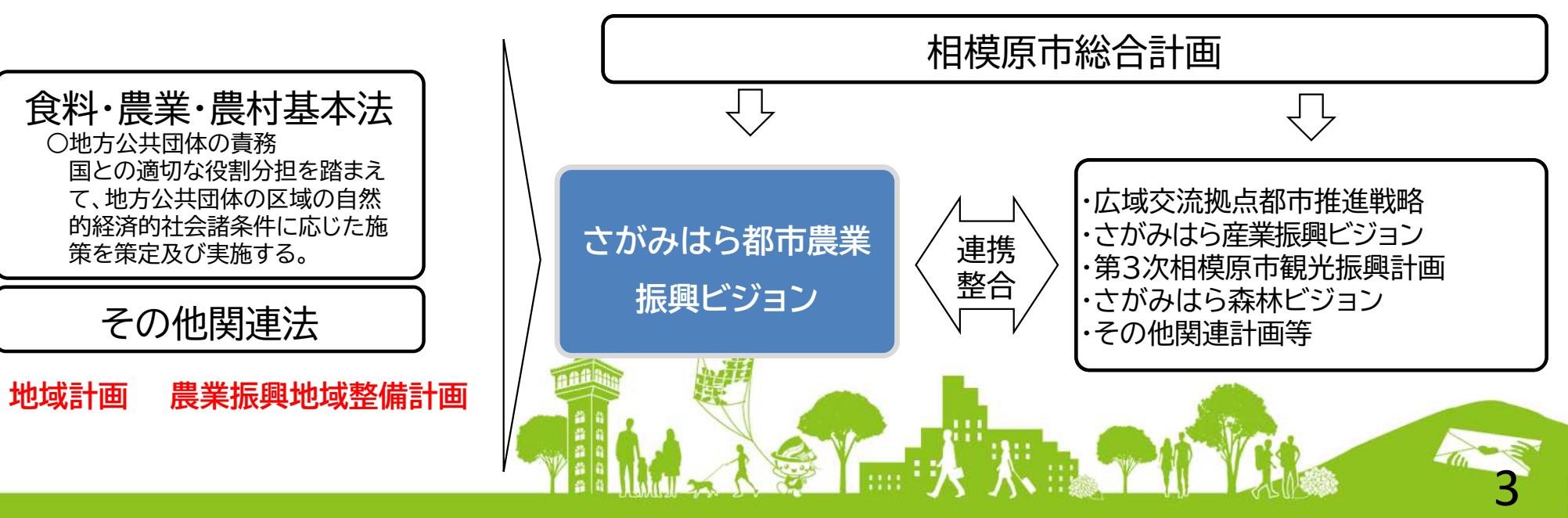
さがみはら

## 策定の目的

市域には都市部と中山間地域の2つの地域があることから、それぞれの特性を十分にいかした施策展開が必要であり、本市が農業振興施策を実施していく上で、持続可能な都市農業の創造と魅力ある新たな農業の振興に向けた方向性を定めるため策定するもの

## ビジョンの位置付け

相模原市総合計画を上位計画とする広域交流拠点都市推進戦略や、部門別計画である「さがみはら産業振興ビジョン」、「第3次相模原市観光振興計画」、「さがみはら森林ビジョン」、その他関連計画等との整合を図りながら、農業政策を推進する。



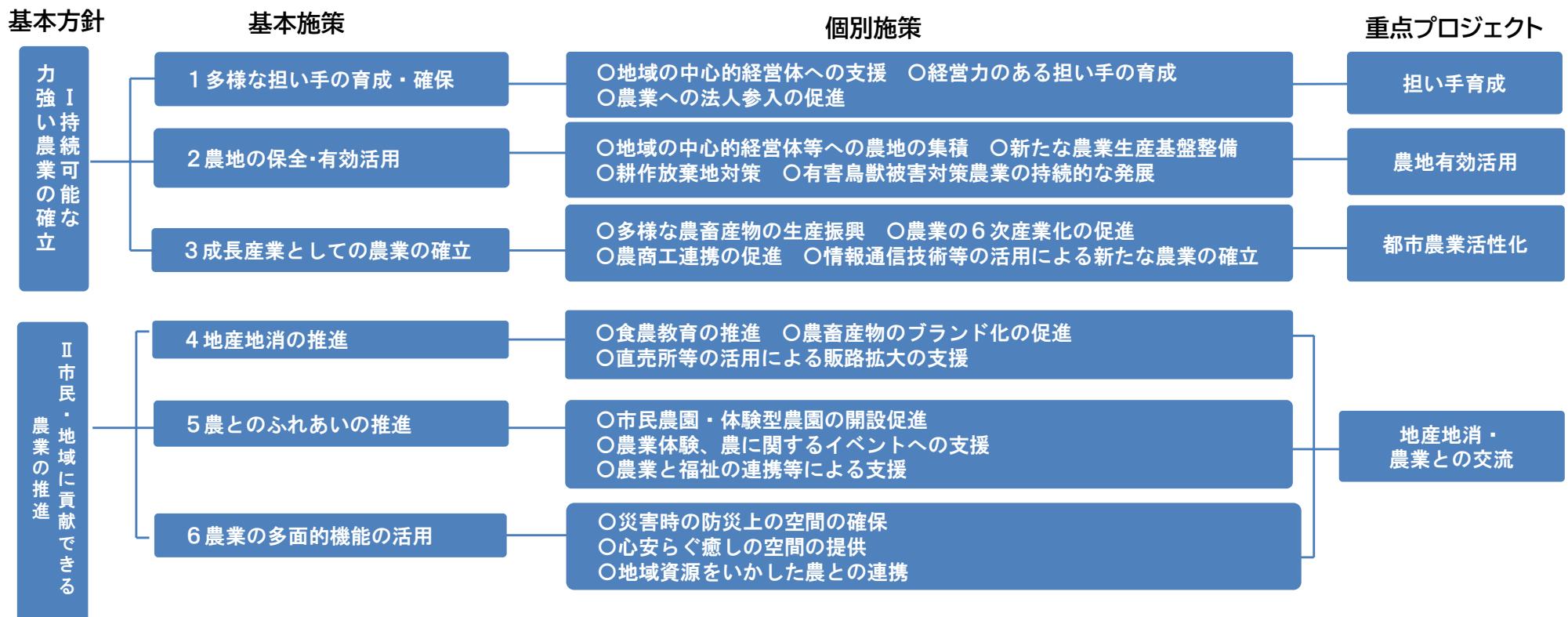
### (1) 現行計画「さがみはら都市農業振興ビジョン2025」の概要について

市 さがみはら

## 現行ビジョンの構成

基本理念

- 農業の持続的な発展
  - 2つの地域特性の活用による農業振興
  - みんなで支える農業
  - 農地の保全



4つの基本理念 ⇒ 2つの基本方針 ⇒ 6つの基本施策 ⇒ 20の個別施策 ⇒ 4つの重点プロジェクト



## (2) 次期ビジョンの策定の考え方

### 協議経過

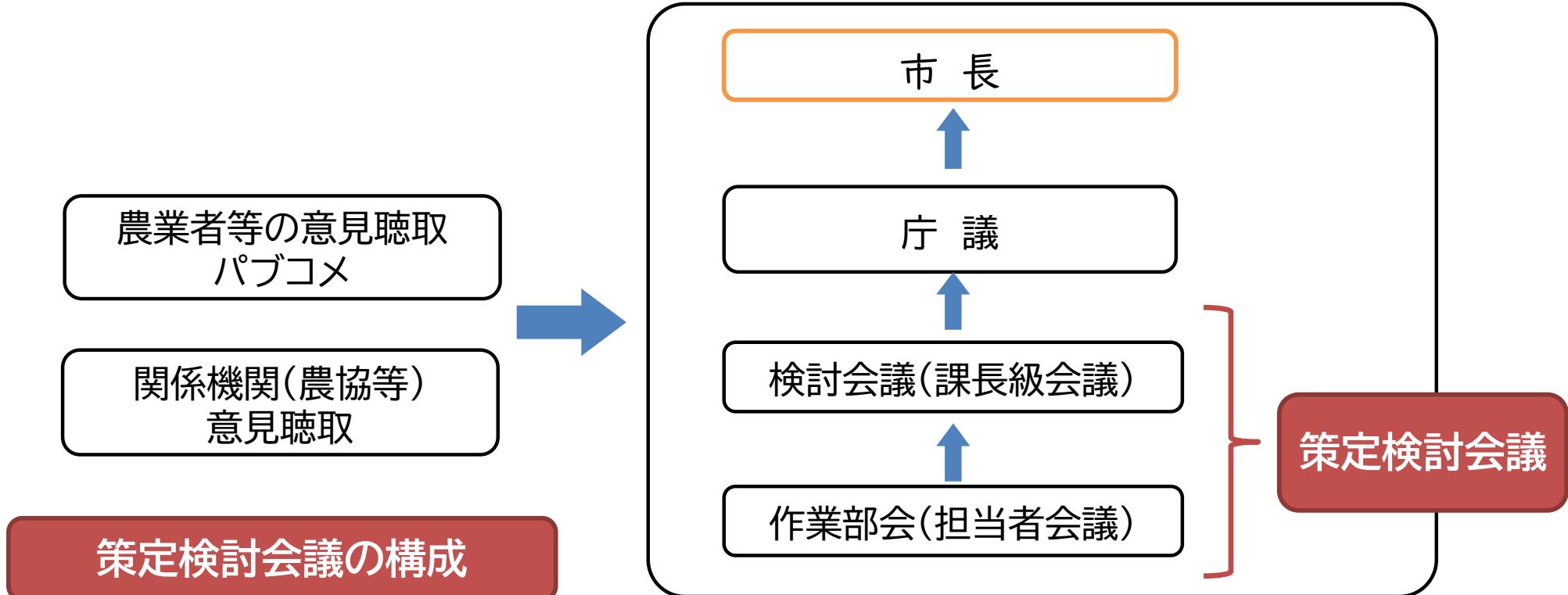
- 現行ビジョンの名称は2025年度までを意味する「2025」と称しているため、期間延長は不適当。
  - 令和5年3月に中間点検を実施。中間目標は概ね達成し成果を上げており、現在の取組を継続することで最終目標も達成できる見込みであることから、達成状況を評価し、今後の施策に反映する(現行ビジョンを継続することに対する妥当性)。
  - 令和8年度からの長期的なビジョンを策定するためには2年間は必要であり、予算・人工の措置は、現実的に難しい。
- ▼
- 次期ビジョン(令和8年度～)は、現行ビジョンを踏襲した2年間(令和8年度～9年度)のビジョンを策定するものとし、令和10年度からの都市農業振興ビジョンは、次期総合計画の始期に合わせるとともに、国の動向等の検証結果を踏まえた上で、施策等の整合を図るビジョンとする。  
(R6関係課長打合せ会議及び局内調整 ➤ R7関係課長打合せ会議を経て)
  - 部門別計画の改定時期は、法定計画によるもの等を除き、原則、総合計画の改定時期に揃うように整理(R7.6.11第1回総合計画推進会議にて)

- 現行計画の「都市農業振興ビジョン2025」は、令和7年度末まで計画を継続する。
- 基本理念・基本方針は、これまでの取組を踏まえ、継続する。
- 基本施策・個別施策は、社会経済環境の変化を踏まえ、削除や追加等の必要な見直しを行う。



## (2) 次期ビジョンの策定の考え方

- ・庁内検討組織を中心に検討し、庁議に諮る。
- ・次期ビジョンの策定にあたっては予算措置なし。



### さがみはら都市農業振興ビジョン策定検討会議(10課)

高齢・障害者福祉課、保育課、地域経済政策課、ゼロカーボン推進課、都市計画課、緑区役所区政策課、学校教育課、学校給食課、農業委員会事務局、農政課(事務局)

### さがみはら都市農業振興ビジョン策定作業部会

検討会議の構成課より選出

- 現行ビジョンの取組を踏まえ、一部基本施策を整理
- 個別施策の時点修正、項目の必要な削除・追加
- 実態に即した各事業の見直し、修正
- 重点プロジェクトの標記の仕方を整理  
(章立てから、対応する個別施策に「重点」と記載する方法に変更)



### (3) 次期ビジョンの策定にあたる方向性(施策構成)

#### 【現行ビジョン】

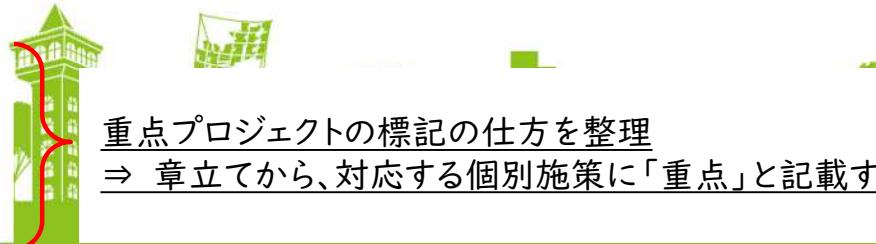
通し番号	現行ビジョンの対応ページ	基本方針	基本施策	個別施策
1	p.12-13	持続可能な力強い農業の確立	1 多様な担い手の育成・確保	(1)地域の中心的経営体への支援 (2)経営力のある担い手の育成 (3)農業への法人参入の促進
2	p.13-14			(1)地域の中心的経営体等への農地の集積 (2)新たな農業生産基盤整備 (3)耕作放棄地対策 (4)有害鳥獣被害対策
3	p.14			(1)多様な農畜産物の生産振興 (2)農業の6次産業化の促進 (3)農商工連携の促進 (4)情報通信技術等の活用による新たな農業の確立
4	p.15		4 地産地消の推進	(1)食農教育の推進 (2)農畜産物のブランド化の促進 (3)直売所等の活用による販路拡大の支援
5	p.15			(1)市民農園・体験型農園の開設促進 (2)農業体験、農に関するイベントへの支援 (3)農業と福祉の連携等による支援
6	p.16			(1)災害時の防災上の空間の確保 (2)心安らぐ癒しの空間の提供 (3)地域資源をいかした農との連携
7	p.16		市民・地域に貢献できる農業の推進	(1)災害時の防災上の空間の確保 (2)心安らぐ癒しの空間の提供 (3)地域資源をいかした農との連携
8	p.17			(1)災害時の防災上の空間の確保 (2)心安らぐ癒しの空間の提供 (3)地域資源をいかした農との連携
9	p.18			(1)災害時の防災上の空間の確保 (2)心安らぐ癒しの空間の提供 (3)地域資源をいかした農との連携
10	p.18			(1)災害時の防災上の空間の確保 (2)心安らぐ癒しの空間の提供 (3)地域資源をいかした農との連携
11	p.18		6 農業の多面的機能の活用	(1)災害時の防災上の空間の確保 (2)心安らぐ癒しの空間の提供 (3)地域資源をいかした農との連携
12	p.19			(1)災害時の防災上の空間の確保 (2)心安らぐ癒しの空間の提供 (3)地域資源をいかした農との連携
13	p.20			(1)災害時の防災上の空間の確保 (2)心安らぐ癒しの空間の提供 (3)地域資源をいかした農との連携
14	p.21		5 農とのふれあいの推進	(1)災害時の防災上の空間の確保 (2)心安らぐ癒しの空間の提供 (3)地域資源をいかした農との連携
15	p.22			(1)災害時の防災上の空間の確保 (2)心安らぐ癒しの空間の提供 (3)地域資源をいかした農との連携
16	p.22-23			(1)災害時の防災上の空間の確保 (2)心安らぐ癒しの空間の提供 (3)地域資源をいかした農との連携
17	p.23		市民・地域に貢献できる農業の推進	(1)災害時の防災上の空間の確保 (2)心安らぐ癒しの空間の提供 (3)地域資源をいかした農との連携
18	p.24			(1)災害時の防災上の空間の確保 (2)心安らぐ癒しの空間の提供 (3)地域資源をいかした農との連携
19	p.24			(1)災害時の防災上の空間の確保 (2)心安らぐ癒しの空間の提供 (3)地域資源をいかした農との連携
20	p.24		6 農業の多面的機能の活用	(1)災害時の防災上の空間の確保 (2)心安らぐ癒しの空間の提供 (3)地域資源をいかした農との連携

#### 【施策構成案】

基本方針	基本施策	個別施策
持続可能な力強い農業の確立	1 多様な担い手の育成・確保	(1)農業経営規模の拡大に対する支援 (2)新たな中心的経営体の育成 (3)農業への法人参入の促進
		(1)地域の中心的経営体等への農地の利用集積・集約化 (2)新たな農業生産基盤整備 (3)耕作放棄地対策 (4)有害鳥獣被害対策 (5)市域における農地の保全
		(1)多様な農畜産物の生産振興 (2)農業の6次産業化の促進 (3)農商工連携の促進 (4)ICTを活用したスマート農業の促進
	3 成長産業としての農業の確立	(1)食農教育の推進 (2)地場農畜産物のブランド化の促進 (3)直売所等の活用による販路拡大の支援
		(1)市民農園・体験型農園の開設促進 (2)農業体験、農に関するイベントへの支援 (3)農業と福祉の連携等による支援
		(1)災害時の防災上の空間の確保 (2)心安らぐ癒しの空間の提供 (3)地域資源をいかした農との連携
	4 地産地消の推進	(1)災害時の防災上の空間の確保 (2)心安らぐ癒しの空間の提供 (3)地域資源をいかした農との連携
		(1)災害時の防災上の空間の確保 (2)心安らぐ癒しの空間の提供 (3)地域資源をいかした農との連携
		(1)災害時の防災上の空間の確保 (2)心安らぐ癒しの空間の提供 (3)地域資源をいかした農との連携
	5 農とのふれあいの推進	(1)災害時の防災上の空間の確保 (2)心安らぐ癒しの空間の提供 (3)地域資源をいかした農との連携
		(1)災害時の防災上の空間の確保 (2)心安らぐ癒しの空間の提供 (3)地域資源をいかした農との連携
		(1)災害時の防災上の空間の確保 (2)心安らぐ癒しの空間の提供 (3)地域資源をいかした農との連携
市民・地域に貢献できる農業の推進	4 地産地消の推進	(1)災害時の防災上の空間の確保 (2)心安らぐ癒しの空間の提供 (3)地域資源をいかした農との連携
		(1)災害時の防災上の空間の確保 (2)心安らぐ癒しの空間の提供 (3)地域資源をいかした農との連携
		(1)災害時の防災上の空間の確保 (2)心安らぐ癒しの空間の提供 (3)地域資源をいかした農との連携
	5 農とのふれあいの推進	(1)災害時の防災上の空間の確保 (2)心安らぐ癒しの空間の提供 (3)地域資源をいかした農との連携
		(1)災害時の防災上の空間の確保 (2)心安らぐ癒しの空間の提供 (3)地域資源をいかした農との連携
		(1)災害時の防災上の空間の確保 (2)心安らぐ癒しの空間の提供 (3)地域資源をいかした農との連携
6 農業の多面的機能の活用	4 地産地消の推進	(1)災害時の防災上の空間の確保 (2)心安らぐ癒しの空間の提供 (3)地域資源をいかした農との連携
		(1)災害時の防災上の空間の確保 (2)心安らぐ癒しの空間の提供 (3)地域資源をいかした農との連携
		(1)災害時の防災上の空間の確保 (2)心安らぐ癒しの空間の提供 (3)地域資源をいかした農との連携
	5 農とのふれあいの推進	(1)災害時の防災上の空間の確保 (2)心安らぐ癒しの空間の提供 (3)地域資源をいかした農との連携
		(1)災害時の防災上の空間の確保 (2)心安らぐ癒しの空間の提供 (3)地域資源をいかした農との連携
		(1)災害時の防災上の空間の確保 (2)心安らぐ癒しの空間の提供 (3)地域資源をいかした農との連携

#### 第5章

- 重点プロジェクトⅠ：担い手育成プロジェクト
- 重点プロジェクトⅡ：農地有効活用プロジェクト
- 重点プロジェクトⅢ：都市農業活性化プロジェクト
- 重点プロジェクトⅣ：地産地消・農業との交流プロジェクト



重点プロジェクトの標記の仕方を整理

⇒ 章立てから、対応する個別施策に「重点」と記載する方法に変更)

## (4)基本施策及び個別施策の主な見直し①（時勢に合わせた内容の修正）

さがみはら

赤字 ➤ 変更箇所  
青字 ➤ 追加箇所

### 【現行ビジョン】

第4章

ビジョンの基本施策について

基本施策3

成長産業としての農業の確立

個別施策3

情報通信技術等の活用による新たな農業の確立

### 【策定案】

第4章

ビジョンの基本施策について

基本施策3

成長産業としての農業の確立

個別施策3

ICTを活用したスマート農業の促進

施設栽培の管理や露地栽培の圃場管理、肥培管理等の栽培暦のデータ化など情報通信技術を活用した取組や、省力化・高品質生産を実現するためのロボット技術の導入等の研究開発に関する情報を提供するなど、新たな農業の確立に向けた取組を促進します。

ICTやロボット技術の導入による新たな農業技術の確立を目指します。

施設栽培や圃場管理においては、生育状況や栽培技術を見る化し、日常の作業の軽労化や省力化を図るとともに、高度な作業を実現することで、生産量の増加、高品質生産を目指す取組を促進します。

また、畜産業においても、先進技術を活用した飼養管理を実現することで、家畜の生産性や畜産物の品質の向上に向けた取組を促進します。



赤字 ➤ 変更箇所  
青字 ➤ 追加箇所

## 【策定案】

第4章

ビジョンの基本施策について

基本施策2

農地の保全・有効活用

個別施策5

市域における農地の保全

食料生産の基盤である農地を維持し、農地総量の確保を図るとともに、生産性を向上させます。

ア 市街地における農地は、緑地や防災上の空地などの役割を持ち、良好な都市環境を形成する上で多面的機能を有するため、生産緑地制度や都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく貸借制度などを活用し、農地の保全に取り組みます。

また、農地の適正利用を図るため、農業振興地域内の優良な農地の保全を図ります。

特に、相模原市地域計画の区域内について、担い手への農地の集積・集約化に資する良好な営農条件を確保し、農地の保全に取り組みます。

イ 将来にわたり、利用見込みのない農地については、今後の利用方法を検討し、適正な土地利用が図られるよう取り組みます。



赤字 ➤ 変更箇所  
青字 ➤ 追加箇所

### 【策定案】

第4章

ビジョンの基本施策について

基本施策3

成長産業としての農業の確立

個別施策1

多様な農畜産物の生産振興

#### オ 有機農業の取組の推進

有機農産物の地産地消に向けた栽培技術の向上や有機農業者数の増加、取組面積の拡大を目指し、先駆的な有機農業者等を招聘した圃場における実地講習会の実施や大型直売所等への特設コーナーの設置、マルシェの開催のほか、食育事業を通じた周知などを通じて、農業者や関係事業者等が一体となって取り組む有機農業の仕組みづくりを進めます。



## (4)基本施策及び個別施策の主な見直し④（類似施策の統合）

潤水都市 さがみはら

### ●基本施策6「農業の多面的機能の活用」について

- ⇒ 基本施策5「農とのふれあいの推進と農業の多面的機能の活用」として基本施策ごと統合
- ⇒ 基本施策5に、個別施策4「農業の多面的機能の活用」という項目を追加

赤字 ➤ 変更箇所  
青字 ➤ 追加箇所

### 【現行ビジョン】

第4章	ビジョンの基本施策について
基本施策6	農業の多面的機能の活用
個別施策	(1)災害時の防災上の空間の確保 (2)心安らぐ癒しの空間の提供 (3)地域資源をいかした農との連携

### 【策定案】

第4章	ビジョンの基本施策について
基本施策5	農とのふれあいの推進と農業の多面的機能の活用
個別施策4	農業の多面的機能の活用

#### (1)災害時の防災上の空間の確保

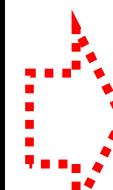
建物が密集する都市部において、農地は貴重な空間であり、火災時における延焼の防止や地震の際の避難場所等としても多様な役割を果たすため、農地の有効利用を図ります。

#### (2)心安らぐ癒しの空間の提供

津久井地域の里山や棚田等の伝統的な景観や市内各地で緑地空間や水辺空間としての役割を持つ農地には、心の安らぎや潤いをもたらす機能があるため、継続的な保全に取り組んでいきます。

#### (3)地域資源をいかした農との連携

津久井地域では、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動となる「グリーン・ツーリズム」における農業体験や農産物加工体験を提供する取組や古民家を活用した宿泊施設の整備などを促進します。



#### ア 多様な地域資源をいかした農との連携 重点

津久井地域では、地域振興を目的として、自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動である「グリーン・ツーリズム」における農業体験や農産物加工体験、古民家を活用した宿泊施設の整備など、多様な地域資源を活用した取組を促進します。

#### イ 農地における多面的機能の発揮

建物が密集する都市部では、農地は貴重な空間であり、農産物を供給する場だけではなく、農作業体験や交流の場、良好な景観の形成、環境の保全、火災時における延焼防止や一時避難場所としての防災空間など、多様な役割を持つ農地の有効利用を図ります。

また、津久井地域の里山や棚田等の伝統的な景観や市内各地で緑地空間や水辺空間としての役割を持つ農地は、心の安らぎや潤いをもたらす空間となるため、引き続き保全に取り組んでいきます。

## 【現行ビジョン】

1 さがみはら都市農業振興ビジョン2025の策定について

- (1)策定の目的
- (2)ビジョンの位置付け
- (3)計画期間

### 2 相模原市の農業における現状と課題について

- (1)担い手における現状と課題
- (2)農地における現状と課題
- (3)農業施策と地産地消の推進における現状と課題**

### 3 ビジョンの基本的な考え方について

- (1)基本理念
- (2)基本方針
- (3)施策構成

### 4 ビジョンの基本施策について

- 基本方針Ⅰ 持続可能な力強い農業の確立
  - (1)多様な担い手の育成・確保
  - (2)農地の保全・有効活用
  - (3)成長産業としての農業の確立
- 基本方針Ⅱ 市民・地域に貢献できる農業の推進
  - (4)地産地消の推進
  - (5)農とのふれあいの推進
  - (6)農業の多面的機能の活用

### 5 重点プロジェクトについて

- 重点プロジェクトⅠ 担い手育成プロジェクト
- 重点プロジェクトⅡ 農地有効活用プロジェクト
- 重点プロジェクトⅢ 都市農業活性化プロジェクト
- 重点プロジェクトⅣ 地産地消・農業との交流プロジェクト

### 6 推進体制について

- 附属資料
- 用語解説

## 【構成案】

1 さがみはら都市農業振興ビジョンの策定について

- (1)策定の目的
- (2)ビジョンの位置付け
- (3)計画期間

### 2 相模原市の農業における現状について

- (1)担い手における現状
- (2)農地における現状
- (3)農業における多様な役割**
- (4)現状への対応について(まとめ)**

### 3 ビジョンの基本的な考え方について

- (1)基本理念
- (2)基本方針
- (3)施策構成

### 4 ビジョンの基本施策について

- 基本施策Ⅰ 多様な担い手の育成・確保
- 基本施策2 農地の保全・有効活用
- 基本施策3 成長産業としての農業の確立
- 基本施策4 地産地消の推進
- 基本施策5 農とのふれあいの推進と農業の多面的機能の活用

### 5 さがみはら都市農業振興ビジョン2025の経過

### 6 推進体制 用語解説

・組み換え  
・新規追加

施策の統合

重点プロジェクトを  
各施策内に統合



## 参考) 地方計画としての位置付け

がみはら

### <参考>都市農業振興基本法に基づく地方計画

#### ○都市農業振興基本法

第十条 地方公共団体は、基本計画を基本として、当該地方公共団体における都市農業の振興に関する計画(以下「地方計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

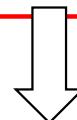
#### ○都市農業の機能 (国基本計画から)

- ・農産物を供給する
- ・環境の保全
- ・防災
- ・農作業体験・交流の場
- ・良好な景観の形成
- ・農業に対する理解醸成

※地方計画に記載する必須事項は示されておらず、上記の「都市農業の機能」の発揮に係る施策展開を示せばよい。(いずれも現行ビジョンにおいて、必要な施策展開を図っている)

#### 第1章の(1)策定の目的において

「本ビジョンは都市農業振興基本法第10条に基づく、都市農業の振興に関する地方計画に位置付けます。」と明文化



今回策定するビジョンをもって、都市農業振興基本法第10条に基づく  
地方計画を新たに策定したものとする。



## 2 今後のスケジュール(予定)

みはら

10月 ● 庁議(調整会議 > 決定会議)

12月 ● 議会説明(市民環境経済部会)

12月～令和8年1月  
● 農協等への内容確認・意見聴取  
● パブリックコメントの実施

3月 ● ビジョン策定・公表(予定)



○開催日：令和7年10月17日

○開催場所：第1特別会議室

○案件名：次期さがみはら都市農業振興ビジョンの策定について

○担当課：環境経済局 経済部 農政課

(庁議構成員)

■市長公室長 ■総務局長 ■財政局長 ■政策部長 ■シビックプライド担当部長

■財政部長 ■緑区副区長 ■中央区副区長 ■南区副区長

■政策課長 ■総務法制課長 ■財政課長

(担当課)

■経済部長 ■農政課長 ■地域経済政策課長

(1) 主な意見等

○(総務局長) 次期総合計画の始期に合わせるため、計画期間を2年間とするとのことだが、反対に、先行して計画を策定し、次期総合計画の終期に合わせるという考えはないのか。

→(農政課長) 令和10年度からのビジョンの策定に当たっては、令和8年度、9年度の2か年をかける予定であるが、その間、国において食料・農業・農村基本法の改正に伴う関連法の改正や関連計画の策定、米の価格高騰に対する対応など、今後、詳細なものが出てくると認識しており、それを汲み取り、ビジョンに組み込む必要があることから、この段階で10数年耐えうる計画を策定するのは難しいという考えに至ったものである。

○(政策部長) 令和10年度以降の計画につなげるためにも、国の流れを踏まえ、その理念を取り込むという考えはないのか。

→(農政課長) 基本理念や基本方針については現行のビジョンを踏襲しており、その中で盛り込めるものについては盛り込んだ形である。

→(政策部長) ここで新たに2年の計画を策定するにあたっては、国の流れ、社会的背景を踏まえ2年としたという説明ができるとよいと考える。

○(政策部長) 5ページの次期ビジョン策定の考え方において、「不適当」、「予算・人工の措置は、現実的に難しい。」といった言葉があるが、表現を変えた方がよいと考える。

→(農政課長) 承知した。

○(財政局長) 現行ビジョンはここで終わるという理解でよいか。また評価は行うのか。

→(農政課長) 令和7年度末をもって計画期間が満了するため、その後評価を行う予定である。

○(財政局長) 新しい計画を策定するという整理ならば、諮問・答申までは行わないまでも、2年間の計画を策定する予定であることについて、審議会に意見を聞く手続を踏んだ方がよいと考えるがいかがか。

→(経済部長) 検討させていただく。

○(市長公室長) 連携・整合をとるものとして広域交流都市推進戦略の記載があるが、ここに記載することが適切か改めて検討いただきたい。

○(市長公室長) 農業振興地域整備計画の見直しはいつか。

→(農政課長) 今後、見直し時期を含め検討する。

○(市長公室長) 農業を守っていくというスタンスであると思うが、農地を増やすか、減らすかの方向性はどのような状況か。

→(農政課長) 今回の2年間の計画においては、現行計画を踏襲する中で、農地面積をどうするかについては触れていないが、利用見込みのない農地については課題認識があることから、

## 第17回 決定会議 議事録

(様式4)

そうした農地の考え方について一部記載を追加している。

### (2)結果

○原案のとおり承認する。

ただし、序議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。